

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	コミュニティ FM 局空中線電力出力の規制緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	松川町、いいだ FM 放送(株)			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されるコミュニティ FM 局空中線出力は 20W である。出力数を地域の現状、実情に合った出力数に設定できるように緩和を求める</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度では限られた地域のみでの放送エリアであるため(中心市の飯田市周辺)、東日本大震災のような大災害時に生活圏を一にしている当地域まで緊急情報や地域情報が伝わらない。また災害発災後の災害 FM 局発足では、災害 FM 局の告知、放送に携わるスタッフの手配など、地域に受け入れられるまで多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入らないなど不都合を生じる。大震災の状況を踏まえ、生活圏を一にする地域においては、平時における情報共有や放送施設の共有が必要。(何かあったらいいだ FM 放送 76.3MHz を聞く、緊急情報、地域情報が聞ける)これを実現するには空中線電力の規制緩和が必要。この規制緩和が実現すれば、広大な区域面積の当飯田下伊那地域、周辺部である当町においてもいいだ FM の視聴が可能になる。なお現行法に於いて中継局を設置する等の手段もあるが、多大な設置改修費用が発生し、放送局の継続が困難になる。また、開局費用や運営資金、そもそも視聴人員の絶対数が少ないため当町に新たなコミュニティ FM 局の設置は無理な状況である。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方公務員に、多様な勤務形態として育児短時間勤務、任期付職員の採用以外に、雇用期間の定めがなく、かつ育児を条件としない短時間勤務制度を導入する。	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1004010	
提案主体名	三次市			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方公務員法第24条第5項で、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」とされており、この要件を緩和し育児等以外の雇用期間の定めのない短時間勤務の正職員の制度を制定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>全国的な医師不足の中、特に中山間地域の公立病院は医師の確保が困難である。</p> <p>育児や介護に当てはまらない家庭の事情や健康上の問題で常勤勤務が困難な医師でも、医師の確保が困難な病院としては、「選ばれる病院」として多様な勤務形態による採用が必要である。</p> <p>常勤職員を原則とする公務の運営の例外として設けられた任期付職員制度は、一定期間における特定業務の従事5年以内の任期としており、住民の健康と命を守り続ける必要のある地方公共団体の病院の使命とは相容れないと考えられる。</p> <p>厚生労働省が、民間での短時間正社員制度を推奨している中、公立病院でも多様な勤務形態が選べるようにし、住民の健康と命を守り続けられる病院でありたい。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	市議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	川口市			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>指定都市以外の市の選挙運動において、長の選挙の場合における、公職選挙法第142条第1項第6号及び公職選挙法第142条第11項の規定を準用し、ビラを頒布でき、条例で定めることによりビラの作成を無料にできるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>近年、地方議会議員選挙の投票率が低下していることから、市議会議員の選挙運動においてもビラを頒布することができる規定を適用することで、候補者の政策等を選挙人に幅広く主張することができ、また、選挙人に選挙運動を目にする機会を増やし、選挙に関心をもってもらい、投票率の向上を図ることを目的とする。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例(法259条の2)」の不適用	都道府県	神奈川県	神奈川県、埼玉県
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	鎌倉市、所沢市			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>鎌倉市長及び所沢市長が、それぞれ次回の市議会議員選挙の選挙期日に合わせて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第259条の2で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。</p> <p>なお、本特例の適用に当たっては、議会選挙と合わせるなど選挙日に合理的な根拠があり(長の恣意的な設定ではない)、一定期間前までに住民に告知する(十分に周知が図られる)といった一定の条件を前提とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>実施内容</p> <p>公職選挙法(以下、「法」という。)第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。</p> <p>本提案は、鎌倉市長及び所沢市長が、市議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用せず、任期を通常と同様に選挙の日から起算することを求めるものである。</p> <p>なお、本特例措置の実施に向けては、長の退職及び選挙の日程を一定期間前に住民に告知することとする。</p> <p>提案理由</p> <p>今回の提案は、主権者の意思を市政に反映させる重要かつ基本的機会である選挙への市民の意識・関心を高め、また、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。</p> <p>そもそも、法第259条の2の趣旨は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①長の職にあるものが、自らの選挙に都合のよいときに退職することを防ぐ ②長が法定の任期を忠実に履行する <p>という2点にあると考えられる。</p> <p>しかしながら、鎌倉市及び所沢市においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①長の選挙公約(マニフェスト)に沿って、市議会議員選挙との同日選挙を前提とした退職を想定しており、恣意的に選挙時期を設定する意図はない ②市議会議員選挙の執行日から長の任期満了日まで約半年しかなく、ほぼ任期を全うする ③長が、同日選挙による経費削減及び投票率向上を訴えて当選した経緯がある <p>といった特例を適用する合理的理由があるものと考えられる。</p> <p>提案の実現により、選挙の際に示された民意が実現し、同日選挙による投票率の向上や選挙執行経費の削減などの効果が期待できる。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	コミュニティ放送局に係る空中線電力の増力要件の緩和	都道府県	宮城県	
		提案事項管理番号	1016010	
提案主体名	登米市			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>コミュニティ放送局に係る空中線電力について、現行の審査基準においては、第5 4(1)カのただし書きに掲げられる(ア)から(エ)まですべての要件を満たす場合に限り、最小限の値の20Wを超える空中線電力が認められるが、(ア)のみの要件を満たせば、20Wを超えて100Wまでで、地域の実情に応じた空中線電力を認めることとする要件の緩和。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>コミュニティ放送局の空中線電力を常時増加して、放送区域を拡大し、防災・災害情報などを市民に伝える媒体として、有効活用することを目指す。</p> <p>現行の審査基準では、他の無線局に混信を与えないこと、世帯カバー率向上のために空中線電力の増加以外に方法がないことなど、4つの要件をすべて満たした場合に限って20Wを超える空中線電力が認められるが、限られた地域のみでしか要件を満たすことができない。</p> <p>このため、他の無線局に混信を与えないという要件のみを満たせば、20Wから100Wまでの地域の実情に応じた空中線電力を認めることとし、世帯カバー率の向上と中継局設置コストの低減が図れる。</p> <p>提案理由：</p> <p>東日本大震災では、停電及び道路・橋梁の寸断、燃料不足等が生じ、災害情報を全世帯に周知することが不可能となった。一方で、コミュニティ放送は、市民に対して、本市に特化したきめ細かな防災・災害情報を迅速かつ的確に提供できる媒体として重要な役割を果たしている。</p> <p>臨時災害放送局の開設後、その放送区域の拡大について、行政区長等への伝達、避難所でのチラシ配布で対応したが、市民の避難先の把握困難などにより十分に周知が行き届かなかった。防災・災害情報を提供するためには、多様な広報手段の確保が必要であり、常時、市内広範囲でコミュニティ放送が視聴できることによって、市民が災害時に情報収集する手段として定着する効果が見込まれる。</p> <p>また、近隣コミュニティ放送局に混信を与えない、地域の実情に応じた空中線電力に設定することで、多くの市民への情報提供と中継局設置コストの低減が図れる。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	美術館展示室での誘導灯表示要件の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028040	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>「あいちトリエンナーレ」において、美術館展示室でインスタレーション作品等を展示する際、看視員を配置することにより、誘導灯の表示を覆い隠すことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>「あいちトリエンナーレ」における現代美術の国際展では、多くのインスタレーション作品が出品される。インスタレーションはその場所限定で制作され、空間全体を作品としているため、その空間(展示室)内の誘導灯の点灯や、あるいは消灯していても表示が見えていることで、一流作家の作品そのものが損なわれてしまうケースが多い。また、近年、照明を落とした状態での展示や、映像作品による暗室での展示が増えており、そうした中で誘導灯が点灯していることにより、作品の効果や良さを減じている状況がまま見られる。そのため、作家やキュレーターからも誘導灯表示部分を覆い隠したいとの要望が多い。</p> <p>本特例措置により、作家の意図するとおりの作品展示が可能となる。</p> <p>(代替措置) 展示室内には看視員が常時配置されていることから、その看視員により避難誘導など安全確保は図れると考える。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	まちなかの建物で一時的に展示やパフォーマンスを実施する際の用途区分変更届出要件の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028050	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	総務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>「あいちトリエンナーレ」開催期間中は、まちなかの建物などで用途区分変更の届出をすることなく(現状の用途区分のまま)展示やパフォーマンスを実施可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>「あいちトリエンナーレ」は、アートの「まちなか」での展開を大きな特徴としており、まちなかの空ビルや屋外で展示やパフォーマンスを実施している。まちなかの建物によっては、不特定多数の観客が入場する催物を実施する場合、現在の用途区分(事務所用途等)のままでは消防法に抵触するという懸念があり、建物や使用方法によっては用途区分変更の届出が必要となる。</p> <p>用途区分の変更のためには、あらかじめ消防設備等の増設が必要となり、経費面から実施を断念することに至る場合や、そもそも建物によっては対応が不可能な場合が多い。</p> <p>本特例措置により、トリエンナーレ開催期間中は、現状の用途区分のまま展示やパフォーマンスの実施が可能となる。</p> <p>なお、ここでも誘導灯の設置や表示が必要とされる場合は、看視員を配置することで、代替できることとされたい。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公立大学法人主催の各種講座等料金徴収の緩和	都道府県	愛知県	
提案主体名		提案事項管理番号	1028080	

制度の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>地方独立行政法人法で規定されている料金徴収について、料金の上限を決めてあらかじめ議会の議決を経て設立団体の長の認可を得なければならないが、この手続きを経ないで公開講座等について法人の判断で徴収できるよう緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。</p> <p>授業料等以外の公開講座料金については法人が自由に設定し、徴収できるように規制緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開講座の収支が改善されることで、法人の経営改善及び自立性向上を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>現行法の規定では、学位及び資格に関係しない公開講座の料金を授業料等と同等に扱わなければならない、公開講座の料金徴収についても議会の議決を得る必要がある。</p> <p>公開講座としては、内容が様々で稀なケースまでを想定して議会の議決を得なければならないため、手続きが煩雑で料金設定をしづらく、積極的に公開講座を行う意欲を削いでいる。講座の料金徴収について法人が自由に設定できれば、公開講座に係る費用を負担しなければならないという法人の負担が軽減でき、設定した上限金額に制限されることがないため、講座内容の自由度も増し、開催意欲も出る。</p>

04 総務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農村部への住居表示(地名表示)の導入	都道府県	栃木県	
		提案事項管理番号	1037020	
提案主体名	那須町			

制度の所管・関係省庁	総務省
-------------------	-----

求める措置の具体的内容	市街地に限定した住居表示に関する法律について、農村部への拡大を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農村部における住所の小字表示について、地名(集落名)を表示することにより、居住者や観光客の利便性向上を目指す。</p> <p>提案理由</p> <p>本町においては、都市計画区域内の約 266km²において、広大な面積の大字小字単位住所となっていることから、住所を示されても、どこに居住しているか即答が困難である。日常では地名(集落名)を示してもらうことでコミュニケーションをとることができるが、昨今では都会からの転入者も多く、自分の住む地名が判別しない町民も多く見受けられる。また、観光客への問い合わせについても住所だけでは即答が難しい状況である。</p> <p>一例では、登記簿上では那須町大字高久丙字海道下 289 番地周辺を地名では「一ツ縦」と呼称する。このことから、字海道下を一ツ縦として表示することにより、那須町大字高久丙一ツ縦 289 番地のような住所表記になるので、さまざまな対応が容易になる。</p> <p>このように小字の名称が地名と一致せず、さらに、地名の区域には複数の小字が存在し、地名の区域と小字の区域とは一致していない。また、小字が複数の地名にまたがるものもある。</p> <p>現在、市街地のみの手法を定めた住居表示に関する法律について、「市街地外においては地名を表示することができる。」といった条項を加えることが可能になれば、既存の小字、地番を残したまま住居表示に準じた地名表示にすることができる。</p> <p>本町の大部分を占める都市計画区域用途無指定エリアや、都市計画区域外への波及効果は大きく、さまざまな利便性が生まれてくるものとする。</p>